

声 明

生存権裁判(「いのちのとりで」裁判)奈良地裁判決について

2023(令和5)年4月11日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟原告団
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団
生存権裁判を支える奈良の会

本日、奈良地方裁判所民事部合議2係(寺本佳子裁判長)は、生活保護基準引下げ処分の取消を求めた原告らの請求を基本的に認容する判決を言い渡した。

本訴訟は、奈良県内の生活保護利用者5名が、奈良市・大和郡山市の各自治体を被告として、2013年8月に行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の取消を求めた裁判である。

全国29地裁で提起された同種訴訟では、2021年2月22日の大阪地裁をはじめとして、熊本地裁、東京地裁、横浜地裁、宮崎地裁、青森地裁、和歌山地裁、さいたま地裁で原告らの請求を認容する判決が出されており、奈良地裁で9件目である。

本判決は、引下げの名目とされた「デフレ調整」「ゆがみ調整」のうち、「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成20年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点、実態と著しく乖離した数値を用いて生活扶助相当CPIを計算したため、結果、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率が設定された点について、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し違法であると判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量逸脱を認めた、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障する勝訴判決である。

ただし、奈良市の原告3名の生活扶助費の増額変更申請却下決定を違法と認めなかった点は、不当である。基準引下げ自体が違法だといえるのであれば、これらの請求も認めるべきであった。

私たちは、大和郡山市に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。一方で、奈良市の原告については、引き続き控訴して

闘いを継続する所存である。加えて、国に対し、違法に生活扶助費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上